H29.3.30

資料３－２

**役員等報酬の比較検討について**

**地方独立行政法人　大阪健康安全基盤研究所（案）**

　　　　　　　　（単位：万円）

（注記）

・評価委員会の業績評価によって、賞与を10%の範囲内で増減

（年間収入からは除外）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 給料月額 | 賞与（支給月数） | 年間収入（見込） |
| 理事長 | 114.0 | 給料月額×１．２×３．８５月 | 1,894.7 |
| 副理事長・理事 | ７６.0以内で理事長が定める額 | 1,263.1（給料月額７６.0の場合） |
| 監事 | 3（日額） | － | 48.0 |

**地独法人化した府市の病院機構、公設試験研究機関の状況**

（単位：万円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 常勤役員の報酬月額 | | | 常勤役員の年収（27年度実績） | | | 手当の種類 | | 役員手当 |
| 理事長 | 副理事長 | 理事 | 理事長 | 副理事長 | 理事 | 理事長・理事共通 | | 監　事 |
| 例月 | 6月・12月 |
| 大阪府立病院機構 | 114.0 | 93.0  役員報酬規程上 | ――― | 1,643.8 | ――- | ――― | 通勤 | 賞与 | ５（日額） |
| 大阪市民病院機構 | 116.0  ＊月例年俸  の1/12 | 87.5  ＊月例年俸  の1/12 | 70.0  ＊月例年俸  の1/12 | 1,920.8 | 893.6 | 常勤理事 1,566.4  1,620.5 | 通勤 | 年俸に  含む | ４（日額） |
| 大阪産業技術総合研究所  （29年4月設立予定） | 80.73  以内 | 6９.１7  以内 | 6９.１7  以内 | 実績なし | 実績なし | 実績なし | 通勤 | 賞与 | ３（日額） |
| 大阪府立  産業技術総合研究所 | 80.0 | 68.0  以内 | 68.0  以内 | 1,385.9 | 1,312.9 | 1,169.8 | 通勤 | 賞与 | ３（日額） |
| 大阪市立工業研究所 | 78.4  ～115.5  （年俸941.5～1,386.4の1/12） | ――― | 62８～109.4  （年俸754.6～1,313.5の１/12） | 893.1 | ――― | ――― | 通勤 | 年俸に  含む | ３（日額） |
| 大阪府立  環境農林水産総合研究所 | 80.0 | ――― | 76.0 | 1,360.２ | 1,310.9 | 1,177.3 | 通勤 | 賞与 | ３（日額） |

（注記）

・公開されている「役員報酬規程」等に規定されている

本則のみ記載し、経過措置や時限的な措置は記載省略。

・一部機関では、業績により増減を制度化しているが、

記載は省略。

・監事については、非常勤役員手当を記載（大阪健康安全基盤研究所も非常勤を想定）。

・手当は種別のみ記載。非常勤役員に対する手当については、通勤手当（費用弁償）が支給されているケースがあるが記載省略

**大阪府の状況**

（単位：万円）

（注記）

・副知事の給料月額及び期末手当については「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例」及び「知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例」により算出。

　・左記の「本庁部長」、「本庁次長」の給料月額等は、管理職手当（５％カット後）、地域手当の合計額

　・給料等減額率：（副知事）給料月額１４％、期末手当１５％、

（本庁部長・本庁次長）減額なし

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 給料月額等 | 期末手当等 | 年間収入 |
| 副知事 | カット前：105.0  カット後： 90.3 | カット前：485.1  カット後：412.3 | カット前：1,745.1  カット後：1,495.9 |
| 本庁部長 | 78.7 | 3８１.5 | 1,326.4 |
| 本庁次長 | 70.6 | 34２.４ | 1,190.4 |